

高額な外来診療を受けられる 患者さんへお知らせ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日から病院窓口の支払は、自己負担限度額までの支払いが可能になります。

徳島大学病院においても、平成24年4月1日より、本制度を開始します。

事前に限度額適用認定証の 交付を受けてください

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ保険者に申請し、交付された**限度額適用認定証**を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。高額な外来診療を受けられる場合は、前もって**限度額適用認定証**の交付を申請するようにしてください。

※月を遡っての申請はできません。

70歳以上の方は事前の手続きは必要ありません。高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証を窓口に表示してください。ただし、所得によっては限度額が減額される場合があります。低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、申請が必要となります。

●**限度額適用認定証**は、保険証、各受給者証と一緒に外来会計受付時にご提示ください。「認定証」の提示のない場合は、従来どおりの手続きとなります。

●外来診療費については、月受診途中で提示いただいた場合は、翌月からの適用となります。